

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その43)

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について日本医師会より別添のとおり通知がありました。

今回、介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず当該施設内での療養を行う場合、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師が往診等を実施する場合の「緊急往診加算」及び「院内トリアージ実施料」の算定及び介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院の併設保険医療機関若しくは併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師が酸素療法に関する指導管理を行った場合の算定等の取扱いについて示されました。

本通知の間1において、「患者等からの新型コロナウイルス感染症に関連した訴えにより、医師が速やかに往診しなければならないと判断し、配置医等の医師がこれを行った場合、初・再診料、往診料は、別に算定できない。」とされました。本件については、東京都医師会として同様の質問を関東信越厚生局東京事務所に行い、「特別の必要があつて行う診療」に該当し、往診料等について診療報酬請求が可能との回答を得て、令和3年2月5日東都医保発第3045号(地区第1761号)においてご通知申し上げます。この程、新たな通知が発出されたことから、改めて関東信越厚生局東京事務所を確認したところ、本通知が優先され初・再診料、往診料は算定はできないとの事です。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

記

■ 介護医療院又は介護老人保健施設等に入所する新型コロナウイルス感染症に感染した患者の取扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症に感染した患者等が、当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、患者等からの求めに応じ、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師が往診を行った場合、初・再診料、往診料は、別に算定できないが、緊急往診加算は算定できる。
- (2) 上記(1)の往診を行った場合、院内トリアージ実施料は算定できる。なお、必要な感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。
- (3) 上記(1)の状況で配置医師等が酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400点)を算定できる。ただし、複数の保険医療機関が当該患者に対して診療を行っている場合は、主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関においてのみ算定する。なお、在宅療養指導管理材料加算については、要件を満たせば従来通り算定できる。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
■ 新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

(保 32)

令和3年4月30日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その43)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師が往診等を実施する場合の「緊急往診加算」及び「院内トリアージ実施料」の算定及び介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院の併設保険医療機関若しくは併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師が酸素療法に関する指導管理を行った場合の算定等の取扱いについて示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その43)
(令3.4.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和3年4月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その43）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 介護医療院又は介護老人保健施設（以下、「介護医療院等」という。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設（以下、「介護老人福祉施設」という。）に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、当該患者又はその看護に当たっている者からの新型コロナウイルス感染症に関連した訴えにより、緊急に求められ、医師が速やかに往診しなければならないと判断し、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師がこれを行った場合、緊急往診加算は算定できるか。

(答) 初・再診料、往診料は、別に算定できない（介護医療院に入所する者に対し併設保険医療機関の医師が往診した場合であって、介護医療院サービス費のうち他科受診時費用を算定した場合においては、往診料は別に算定できない。）が、緊急往診加算は算定できる。

問2 介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、必要な感染予防策を講じた上で、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関の医師が往診等を実施する場合、院内トリアージ実施料を算定できるか。

(答) 初・再診料、往診料等は別に算定できない（介護医療院に入所する者に対し併設保険医療機関の医師が往診した場合であって、介護医療院サービス費のうち他科受診時費用を算定した場合においては、往診料は別に算定できない。）が、院内トリアージ実施料は算定できる。なお、必要な感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

問3 介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、介護老人福祉施設の配置医師又は介護医療院等の併設保険医療機関若しくは併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師が酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」（2,400点）を算定できるか。

(答) 算定可。ただし、当該管理料は複数の保険医療機関が当該患者に対して診療を行っている場合であっても、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において算定する。なお、在宅療養指導管理材料加算については、要件を満たせば従来通り算定できる。